留　意　事　項

［提出時期］：学校法人の理事・監事を変更したとき。

［提出部数］：２部

［関連手続］：理事長・代表権を有する理事変更登記済届

［根拠法令］：私立学校法施行令第２条第２項、同施行規則第13条第１項、同条第４項

［そ の 他］：(1)重任（再任）の場合もこの様式により届出をしてください。

　　　　 　　(2)添付書類のうち６及び７については、当該学校法人の寄附行為の内容と一致する添付書類が必要です。

(3)学校法人の寄附行為における親族等の制限に関する親族とは６親等以内の血族、配偶者又は３親等以内の姻族をいいます。(235ページ参照)

［留意事項］：学校法人の寄附行為において、役員又は評議員の規定を変更した際の取扱いについて

(1)役員等の任期を変更した場合における現任の役員等の任期の取扱い

役員等の任期を変更した場合、その変更の効果は現任の役員等から適用することとなります。 （現任の役員等に適用させない場合は、その旨を寄附行為の附則に定める等の処理が必要です。）

　　　（例）任期を２年から３年に変更した場合

　　　　　　　　　　　寄附行為変更

　　　　就任　　　 １年 　　　２年　　　　３年

　　　　　　　　　　　　　　現役員の任期が２年から３年に変更されます。

(2)役員等の人数、選任区分を変更した場合における新たな役員等の任期の取扱い

役員等の人数、選任区分を変更して新たな役員等を選任した場合、その役員等の任期は、選任のときから新たに始まることとなります。（従来の役員等の任期とずれが生じることになります。）

他の役員と任期を同一にしたい場合、従来の役員の任期満了時に新役員も同時に辞任し、改めて役員全員を選任するという手法が考えられます。

　　　（例）新たに役員を１人追加した場合（任期を２年とする）

　　　　　　　　　　　　　　　　　寄附行為変更

　　　　　　　　　　就任　　　１年　　　　２年　　　　　　　　　２年

　　　　　 従来役員

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　２年

　　　　　　　　　　 　　追加の新役員

　　　　　　　　　　　　　　　　　　就任　　　辞任

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　就任　　　　　　　 　　２年